地域福祉活動をお考えの皆様へ

守口市地域福祉推進基金活動助成事業

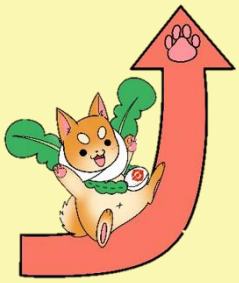

守口市では、市民の地域福祉活動促進のため、市内で行われる
地域福祉活動に対して助成金を交付します。

【助成対象者】

① 市内に在住、在学または在職する個人
② ①の個人を主たる構成員とする団体または市内に事務所を有する団体
③ 市内に事務所を有しない団体で市内において対象活動を行う団体

【対象となる活動】

① 高齢者・障がい者・児童等の社会参加及び自立への機運を高めること等を目的とした社会参加推進事業
【活動例】認知症予防手作り教室、高齢者向け料理教室、乳幼児交流会

② 市民の福祉向上、または高齢者・障がい者、児童等の知識習得等を目的とした講演会の開催
【活動例】外国にルーツを持つ者への日本語教室、手話に関する講演、障がい者理解の講演会

③ 高齢者・障がい者・児童等の福祉の向上に寄与すること等を目的とした普及啓発活動
【活動例】障がい者向けスイーツコンテスト

④ その他適当と認められる地域福祉活動

配布資料
①募集要項
②助成金交付申請書（様式第１号）
③助成金交付申請に係るヒアリング資料（様式第２号 No1.2）
※申請方法、その他詳細については、募集要項をご確認ください。

申請受付期間　募集中!

令和７年５月１日（木）から

６月 30 日（月）まで

【お問合せ先】
守口市健康福祉部　地域福祉課
守口市京阪本通２丁目５番５号　守口市役所３階北エリア　㉞番窓口
☎０６－６９９２－１５７０　０６－６９９２－１５０５

助成金交付の流れ

交付申請書提出

受付期間

5/1（木）～6/30（月）

事業内容の審査　　7月中頃予定

交付が決定した場合

交付決定通知書　発送

交付決定金額に基づき

交付金の概算請求

地域福祉活動　開始

活動終了後

活動実績報告書　提出

（期限　活動終了後1か月以内）

事業報告書　受理

助成金の精算

Q.7　事業で使用する備品に対しても助成金は出ますか。

A.7　備品は基本的に対象外となります。ただし、その備品がないと事業の実施ができないものに限って認めることもありますが、事業終了後、その備品が私物とならないよう、利用施設で保管する等、措置が必要となります。

Q.8　申請書提出期限までに、すでに活動及び事業が完了している場合、助成の対象とはなりませんか。

A.8　年度内（４月１日～翌年３月31日）であれば、事業が完了しているものであっても対象となります。

Q.9　申請する際、配布資料の他に必要な資料はありますか。

A.9　募集要項にて詳細は記載していますが、事業計画書や予算決算書、また団体の場合、定款や役員名簿等もご提出いただく必要があります。提出の際は、総会資料等、他の会議で使用したものをそのまま提出するのではなく、必要書類のみをご提出ください。必要のない資料が紛れている場合、精査後、再提出をお願いする場合があります。

Q.10　申請に必要な資料について、原本を持参し市役所でコピーを取ってもらうことはできますか。

A.10　できません。必要書類については、応募者の負担でご準備をお願いします。

Q.11　事業終了度、事業報告書に添付する領収書は写しでもいいですか？

A.11　写しでも構いません。報告書として提出いただいた書類については、お返しすることはできませんので、必要に応じて応募者の負担で写しをご用意いただくようお願いします。

Q.12　過去、どんな事業に助成金が交付されたのですか。

A.12　障がい理解促進のための啓発・交流事業、自殺予防啓発事業、障がいのある人を対象とした調理実習事業、日本語支援を要する人を対象とした日本語教室事業、こども食堂事業、障がいのある児童を含む乳幼児交流事業、認知症啓発事業に助成金を交付しました。

よくあるご質問

Q.1　グループに守口市内在住、在学又は在職しているメンバーはいますが、守口市外で活動しています。申請資格はありますか。

A.1　残念ながらありません。市内で行われる活動・事業が対象となります。

Q.2　守口市内で活動していますが、グループのメンバーが全員、守口市内に在住・在学・在職していません。申請資格はありますか。

A.2　あります。守口市内で対象活動を行う団体であれば申請できます。

Q.3　守口市内にグループの事務所がありますが、グループに守口市在住・在学または在職しているメンバーは一人もいません。申請資格はありますか。

A.3　あります。守口市内に事務所があれば申請できます。

Q.4　助成金額が「自己負担金の範囲」となっていますが、どういう事ですか？

A.4　助成を希望する活動や事業にかかる経費に対して、その団体（及び個人）が実質負担しなければならない額の事です。

（例）収入（協賛金・会費など）　50,000 円

支出（活動及び事業にかかる経費）　100,000 円　差額　50,000 円

この場合、差額の 50,000 円が自己負担金の範囲となります。ただし、スタートコースに応募される場合は、自己負担金が 50,000 円以上であっても助成金額は 50,000 円が上限となります。

Q.5　申請金額の全額を助成してもらえるのですか？

A.5　いいえ。提出いただいた書類を審査会において審査し、助成金額を決定します。審査結果によって、申請金額の全額を助成することはあり得ます。

Q.6　書類審査のみですか？

A.6　いいえ。書類を提出後、電話等にて詳細を確認させていただきます。また、審査会当日に申請団体の代表者様にご出席いただき、詳細を聞かせていただきます。